

# 応用物理学会フォノンエンジニアリング研究会

## 講演奨励賞および優秀ポスター賞規程

### 第 1 条 (名 称)

本賞は、「応用物理学会 フォノンエンジニアリング研究会 講演奨励賞」(以下、「講演奨励賞」という) および「応用物理学会 フォノンエンジニアリング研究会 優秀ポスター賞」(以下、「優秀ポスター賞」という) と称する。

### 第 2 条 (規程の趣旨)

本規程は、公益社団法人応用物理学会 フォノンエンジニアリング研究会が若手会員に対して行う表彰に関して定めたものである。

### 第 3 条 (表彰の目的)

本表彰は、フォノンエンジニアリング研究会の研究会等に於いて、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な講演論文またはポスターを発表した若手会員に対し「講演奨励賞」または「優秀ポスター賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。

### 第 4 条 (表彰の対象)

表彰対象は本会の研究会等で、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な講演論文またはポスターを発表した応用物理学会細則に定める応用物理学会会員および分科会会員であり、かつ本賞を未だ受賞していない者であって、以下の資格を有する者とする。

- (1) 発表年月日以降の 4 月 1 日時点で満 35 才以下のフォノンエンジニアリング研究会の会員
- (2) 論文の筆頭著者であること
- (3) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者
- (4) 講演申し込み時に、講演奨励賞を申請(ただし各回 1 人 1 件に限る)した者
- (5) 表彰時に本条に定める会員外(相互協定を締結した外国学協会の会員、共催学協会会員、および細則に定めのない会員)の者は表彰対象としない。

### 第 5 条 (受賞者人数)

1. 本賞受賞者は、対象となる賞の発表者数の 10%以内とする。

### 第 6 条 (受賞手続き)

1. 受賞者の選考は、研究会幹事で構成される本賞選考委員会が行い、厳正に審議を行う。
2. 選考委員会の委員が表彰の候補者となった場合は、委員または候補者を辞する、また委員と候補者に関係がある場合(指導教員と学生、家族、同一所属(部署)など)は該当する候補者の選考には加わらない。
3. 受賞者が決定されたときは、当該選考委員会委員長が研究会委員長に選考の経過及び結果を報告し、承認を得る。

- 研究会委員長は、受賞者決定後、速やかに本会理事会に報告するとともに該当者に通知し、ホームページで告知する。
- 受賞者には研究会委員長名で表彰を行い、賞状を授与する。

#### 第 7 条（費用）

本表彰にかかる費用は、フォノンエンジニアリング研究会予算内で賄う。

#### 第 8 条（規程の制定および改正）

- 本規程の改正は、学会総務担当理事の承認を得るものとする。
- 関連規程の改正についても、学会総務担当理事の承認を得るものとする。

#### 附則

この規程は 2024 年 1 月 1 日より実施する。